

地域一括発注  
道路施設定期点検  
品質管理費の積算基準に関する要領(案)

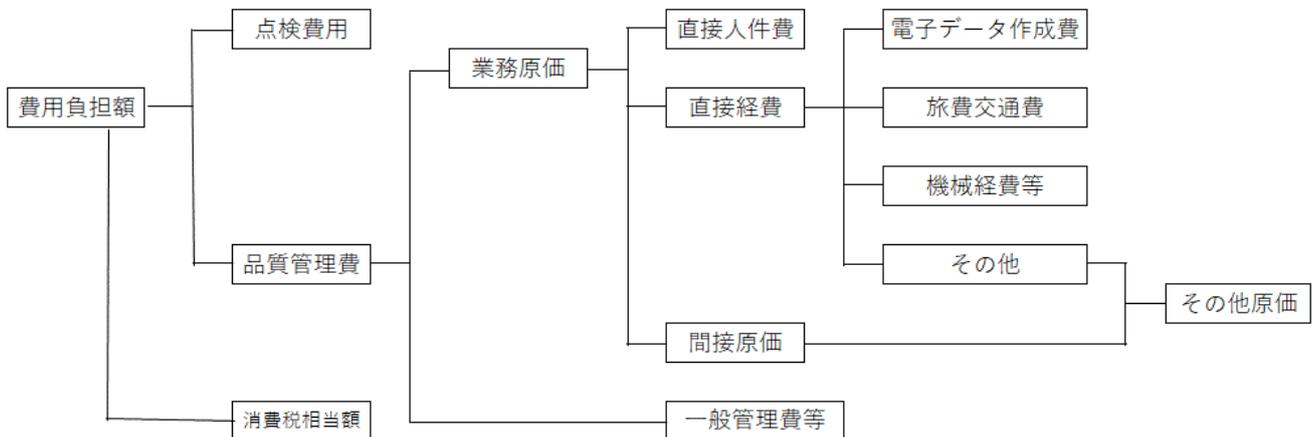
公益財団法人 群馬県建設技術センター

## 1 要領の適用範囲

本要領は、公益財団法人群馬県建設技術センター(以下「センター」)が地域一括発注で実施する道路施設定期点検業務の費用負担額及び品質管理費算出に適用する。

## 2 費用負担額

### (1) 費用負担額の構成



### (2) 費用負担額の構成

#### 1) 点検費用

積算基準及び標準歩掛(計画・調査編) 3-1-1~3-1-2に同じとする。

#### 2) 品質管理費

センターが道路施設定期業務を行うのに必要な経費とする。

### (3) 費用負担額の積算

設計業務価格は次式により算定する。

$$(\text{費用負担額}) = (\text{点検費用}) + (\text{品質管理費})$$

## 3 品質管理費

### (1) 品質管理費の構成

#### 1) 直接原価

##### (イ) 直接人件費

直接人件費は、業務等に直接従事する者の人件費とする。

##### (ロ) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費とする。

#### 2) 間接原価

当該業務担当のセンター職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

※その他原価は直接原価及び間接原価からなる。

### 3) 一般管理費等

業務処理における経費等のうち、直接原価、間接原価以外の経費とする。

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。

#### (イ) 一般管理費

一般管理費は、当該業務担当部署以外の経費とする。

#### (ロ) 付加利益

付加利益は、センターを管理運営していくために要する費用とする。

## (2) 品質管理費の積算

### 1) 品質管理費の積算方式

品質管理費は、次の方式により積算する。

品質管理費 = (業務原価) + (一般管理費等)

$$= \{(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})\} + (\text{一般管理費等})$$

品質管理費の金額は10,000円単位とする。ただし、単価契約は除くものとする。

### 2) 直接人件費

設計業務等に従事する者の人件費とし、「5. 標準歩掛」により算出する。

### 3) 直接経費(積上計上分)

直接経費は業務処理に必要な経費とする。直接経費(積上計上分)は、次に示すものとする。

#### (イ) 旅費交通費

#### (ロ) 電子成果品作成費

### 4) 直接経費(積上計上分を除く)

直接経費(積上計上分)以外の直接経費とする。

### 5) 直接原価

直接原価は次式により算定する。

$$(\text{直接原価}) = (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費})$$

直接原価の金額は1円単位(1円未満切捨て)とする。

### 6) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times 53.85\%$$

その原価の金額は百円止めとし未満は切り捨てる。

### 7) 業務原価

業務原価は次式により算定する。

$$(\text{業務原価}) = (\text{直接原価}) + (\text{その他原価})$$

業務原価の金額は1円単位(1円未満切捨て)とする。

### 8) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times 53.85\%$$

一般管理費等の金額は百円止めとし未満は切り捨てる。

#### 4 品質管理費の業務内容

##### (1) 地域一括発注

市町村が管理する道路施設の点検業務等について、市町村の依頼に基づき点検業務を地域、点検目、点検数量を考慮して取りまとめ、発注業務の代行及び技術的支援を行う業務とする。

##### (2) 品質管理費

###### 1) 発注業務の代行

市町村の依頼に基づき、地域、施設を考慮し取りまとめて、基準や要領等を満たす設計書を作成し、点検業者との入札及び契約を行う業務とする。

###### 2) 技術的支援

委託業者が実施する道路施設定期点検業務を管理し、委託業者が行った道路施設点検業務の検収及び技術的検討を行う業務とする。

#### 5 標準歩掛

##### 5. 1 発注業務の代行

###### (1) 歩掛

基準や要領等を満たす設計書の作成及び点検業者との入札及び契約を行うものであり、1業務当たりの歩掛については以下の算定式により算出する。なお、標準業務当たりの編成人員は以下のとおりとする。

表-1 発注業務の代行歩掛 (1業務当たり)

発注業務の代行	技師A	技師B	技師C
	0.5	1.0	1.0

(2) 算定式

$$1 \text{ 業務当たりの各人工歩掛} = \text{表-1 発注業務の代行歩掛} \times (1 + X1)$$

表-2 点検費用による補正表

点検費用（外部委託費）（円）		補正率（X1）
5,000,000 以下		-95%
5,000,000 越え	10,000,000 以下	-80%
10,000,000 越え	15,000,000 以下	-40%
15,000,000 越え	20,000,000 以下	0%
20,000,000 越え	25,000,000 以下	40%
25,000,000 越え	30,000,000 以下	80%
30,000,000 越え	35,000,000 以下	120%
35,000,000 越え	40,000,000 以下	160%
40,000,000 越え	45,000,000 以下	200%
45,000,000 越え	50,000,000 以下	240%
50,000,000 越え	55,000,000 以下	280%
55,000,000 越え	60,000,000 以下	320%
60,000,000 越え	65,000,000 以下	360%

注1)点検費用(外部委託費)の変更があった場合は、変更点検費用(外部委託費)を対象とする。

5. 2 技術的支援

(1) 点検業務の管理

1) 歩掛

業務に関する打合せを、業務着手時、中間時、現地立会、業務完了時の4回実施し、業務の進捗管理を実施する。ただし、500万円以下の業務については、業務着手時、中間時、業務完了時の回数を調整する。

表-3 点検業務の管理歩掛

(1業務当たり)

点検業務の管理	技師A	技師B	技師C	適用
業務着手時	0.5	0.5		
中間時		0.5	0.5	
現地立会		0.5	0.5	
成果品納入時	0.5	0.5		

(2) 診断結果の検収

1) 歩掛

点検業者が行った判定区分・診断結果の検収及び技術的検討を行うものであり、1業務当たりの歩掛については以下の算定式により算出する。なお、標準業務当たりの編成人員は以下のとおりとする。

表-4 診断結果の検収歩掛 (1業務当たり)

診断結果の検収	技師A	技師B	技師C
	1.0	2.0	3.0

2) 算定式

$$1 \text{ 業務当たりの各人工歩掛} = \text{表-4 診断結果の検収歩掛} \times (1 + X1)$$

X1 : 表-2 点検費用の補正表の補正率とする。

(3) 点検結果の保守管理

1) 歩掛

点検結果を保守管理し、全国道路施設点検データベースに登録までを行うものであり、1業務当たりの歩掛については以下の算定式により算出する。なお、標準業務当たりの編成人員は以下のとおりとする。

表-5 点検結果の保守管理歩掛 (1業務当たり)

区分	技師A	技師B	技師C
			1.0

2) 算定式

$$1 \text{ 業務当たりの各人工歩掛} = \text{表-5 点検結果の保守管理費} \times (1 + X1)$$

X1 : 表-2 点検費用の補正表の補正率とする。

6 旅費交通費

「積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)群馬県県土整備部」第7編第2章1-3旅費交通費の1-3-1旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴わない業務の場合)「計画・調査業務」を準用する。

7 電子成果品作成費

「積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)群馬県県土整備部」第3編第1章土木設計業務等積算基準第3節電子成果品作成費3-1(2)その他の設計業務より算出する。

8 諸経費率

「積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)群馬県県土整備部」第3編第1章1-3のロ. 各構成要素の算定における諸経費率を準用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。